

令和5年度 介護労働懇談会の開催(8市社協) Web 香川支部

開催日時: 令和6年3月14日(木曜日) 13:30~16:00

テーマ・議題

1. 情報提供
 - ・労働局職業安定部からの情報提供
 - ・労働局労働基準部からの情報提供
2. 意見交換
 - ・市社協の課題・問題
 - ・他の社協への質問に対する回答

8市社会福祉協議会

・高松市社会福祉協議会・丸亀市社会福祉協議会
 ・坂出市社会福祉協議会・善通寺市社会福祉協議会
 ・観音寺市社会福祉協議会・さぬき市社会福祉協議会
 ・東かがわ市社会福祉協議会・三豊市社会福祉協議会

開催の様子



主な内容

第一部 行政機関からの情報提供

香川労働局 労働基準部健康安全課 労災事故について

香川労働局 職業安定部職業対策課 悪質な紹介会社について

第二部 8市社会福祉協議会の課題に対する情報交換

■ 共通課題

- ①ヘルパーの高齢化
- ②慢性的な人で不足
- ③IT化の遅れ

■ 情報共有

- ①DX化の推進状況及びその内容について
 - 導入している 5/8 社協中
- ②人材派遣を利用しているか
 - 利用している 0/8 社協中
- ②介護業務の魅力発信及び人手不足対策のための取り組み
 - ・毎週水曜日はノー残業デーとしている
 - ・休みがとりやすい環境づくり
 - ・独自で初任者研修及び職場復帰セミナーを開催
 - ・可能な限り時間外を支給(変形労働制を廃止)
 - ・職員一人一人に意見を聞き反映させている
 - ・一年に何回か食事会を開催しコミュニケーションを図っている
 - ・従業員が意見を出しやすい環境づくりを心がけている

医療機関や介護施設、保育所などの福祉施設の経営者・人事担当者の皆さまへ

人材紹介会社の利用でトラブルが発生した際は労働局へ!

職業紹介サービスの法令違反に関する相談は

労働局「医療・介護・保育」求人向け特別相談窓口」まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局「医療・介護・保育」求人向け特別相談窓口」で相談を受けていますのでご利用ください。

法令により、人材紹介会社は以下の事項を遵守しなければなりません。
違反の疑いがあればご相談ください。

法令で禁止または必須事項とされていること

- 手数料を必ず明示する
- 自らの紹介により就職した人に対して、就職した日から2年間は転職の勧奨を行ってはならない(※無期雇用契約に限り)
- 「お祝い金」その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて、求職者に金銭等の提供を行ってはならない

◆介護労働懇談会は、どなたでもオブザーバーとしてご参加いただけます◆

【連絡先】

〒760-0023 高松市寿町1丁目3番2号 日進高松ビル6階 電話:087-826-3907

友だち追加を
お願いします

